

芦別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正の趣旨及び内容)

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第6号)の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第23号)が平成28年6月1日に施行されたことに伴い、本条例に定める基準についても、この改正に合わせた内容とする必要があることから、所要の改正を行うものである。

・ 主な変更点

家庭的保育事業等の保育室を4階以上に設ける場合に、屋内階段について屋内と階段室がバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙装置を有する付室を通じて連絡することとされていたが、昨今の排煙技術の発展により、その装置が多様化していることを踏まえ、階段室に排煙装置等を設けることで基準を満たせるものとされたことから、本市の基準についてもこの内容に合わせるものとする。

(施行期日)

公布の日から施行する。